

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件





原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

第1準備書面

平成31年3月29日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則	
同	小 川 隆太郎	
同	橋 真理夫	
同 (主任)	川 上 資 人	

第1 平成31年1月25日付被告東京都準備書面(1)に対する認否・反論

- 1 「第1 2 『第2 死亡に至る経緯』について」(6頁)について
- (1) 「(1) 「1」について」について(6頁)

原告は、「死亡に至る経緯」等被告らの管理下で発生した事実については、被告東京都の警視庁刑事部刑事総務課刑事特別捜査係の松浦稔警部及び藤田友幸警部補から聞き取ったままを記載している。

亡アルジュン氏が16時20分に新宿署に到着したとの事実関係は、2017年5月2日午前10時より原宿警察署にて、原告が代理人弁護士小川、川上らと共に、松浦警部らと面談した際に、松浦警部らによって告げられたものである。つまり、「16時20分」との主張は、原告のものではなく、被告東京都自身のものである。

このように、被告東京都においては、基本的事実関係の主張でさえ一貫しないのであり、亡アルジュン氏を死に至らしめた被告東京都の行為に関する主張が真実性を欠くものであろうことは推して知るべしである。

(2) 「(2) 「2」について」について

不知。

(3) 「(3) 「3」について」について

前述の通り、原告が訴状で記載している事実は、2017年5月2日に警視庁原宿警察署でなされた被告東京都の松浦警部らの説明に基づいているので、これを否認する被告東京都におかれては、なぜこのような基本的事実関係さえ一貫した主張ができないのか、明らかにされたい。

(4) 「(5) 「5」について」(7頁)について

ア. 繰り返し指摘するが、原告が訴状で記載している事実は、松浦警部らの説明に基づいている。原告は、訴状の「第2」の「5」の本箇所においても「警視庁刑事部刑事総務課刑事特別捜査係の松浦稔警部によれば」とはっきりと明記している。したがって、これを被告東京都が「否認ないし争う」ことは、自らの主張を「否認ないし争う」ことと同義であることを認識されたい。その上で、なぜそのような一貫しない主張となるのか、説明されたい。

イ. 被告東京都は、本項において「自らの意思で居室に戻った事実はなく、留置課員の指示・制止に従わなかった際、両腕を振り上げるなどして抵抗した事実も認められた。また、留置課員は亡アルジュンを留置するに先立ち、前日の3月14日、ネパール語で記載された留置規則を亡アルジュンに示し、その内容を確認させている。」などとする。

被告東京都におかれては、どのように留置規則を亡アルジュン氏に示したのか、時刻、方法等を明らかにされたい。【求釈明】

ウ. まず、被告東京都も認めている通り、亡アルジュン氏は、3月13日午後4時頃新宿区大久保百人町で新宿警察署まで同行を求められ、同日午後4時

20分頃同署に到着し、3月14日午前0時25分に通常逮捕され、午前3時25分頃まで取調べを受け、しかもそのまま朝まで取調べ室に留置されている。そして、同日午前中に37度8分の発熱が確認され、国立国際医療センターまで護送された。その後、同日午後3時頃に新宿署に戻ったが、コッパン2つを1時間もかけてやっと食べ、その後夕食も完食できないほどの状態で、同日午後9時の消灯後も起き上がったり、独り言をブツブツと発したりして、ほとんど寝ることができなかった。このように、病気の上に、まともに食事もとれず、留置場で満足に睡眠もとれなかった亡アルジュン氏の体調は相当悪かったことは容易に想像でき、その際には当然意識状態も通常通りではなかったはずである。そのような状態下で、8頁にも及ぶ（丙3号証の1）留置規則を示されても、亡アルジュン氏がこれを明確に理解して、翌日規則通りに行動することは不可能である。それにもかかわらず、翌15日に規則通りに行動しなかった亡アルジュン氏を、「抵抗した」と評価する被告東京都の主張は、誤りというほかない。

さらに、そもそも亡アルジュン氏が「抵抗した」などと不当に評価され、保護房に連行されて必要以上に緊縛され血液の循環を妨げられて死に至らしめられたことの発端は、「自分が使った布団」は「自分でたたんで布団倉庫に持っていくってというのが決まり」であるにもかかわらず、亡アルジュン氏がこれに従わず「暴れだした」というのが平成29年5月2日に行われた松浦警部の説明以来の被告東京都の一貫した主張であるが、丙3号証からは布団を自分で畳んで布団倉庫まで持っていくという規則は記載されていない。よって、亡アルジュン氏には「自分でたたんで布団倉庫に持っていくってというのが決まり」などという「きまり」は全く伝わっていないにもかかわらず、そのような「きまり」に亡アルジュン氏が従わずに「反抗」していると思ひこんで逆上し、そもそも必要性の認められない過剰な有形力を行使して亡アルジュン氏を必要以上に緊縛して血液の循環を妨げて死に追いやっ

たのが本件の実態である。

エ. また、被告東京都は、「指示・制止に従わなかった」と主張するが、これは、指示を受けた者が日本語を完全に理解できることを前提とした評価であり、被告東京都の主張は誤りである。亡アルジュン氏は、被告東京都の日本語が理解できなかったために、被告東京都が望む行動を取ることができなかつただけである。

被告東京都も17頁で自ら、「寝具の搬送要領を説明したが理解を得られず」としており、亡アルジュン氏には被告東京都の主張する「指示・制止」が伝わっていなかったことを認めている。

オ. さらに、被告東京都は、「両腕を振り上げるなどして抵抗した」とするが、丙5号証の何番の動画の何時何分の時点の行動か明らかにされたい。【求釈明】

原告代理人は、丙5号証の動画を全て確認したが、そのような行動は確認できない。

カ. なお、仮に亡アルジュン氏が両腕を上げたとしても、それを「両腕を振り上げ」「抵抗した」と評価する被告東京都の主張は、前述のとおり亡アルジュン氏が置かれた状況を全く理解しないものであり、誤りというほかない。

映像から見る限り、亡アルジュン氏の行動に攻撃的な点は全く認められず、亡アルジュン氏は単に布団を留置課員に託して、トイレか何かに行こうとしているだけである。これに留置課員が過剰に反応して、全く抵抗していない亡アルジュン氏の頸部を過剰につかみ、同氏の身体を無理やり引きずり倒して怒声を浴びせているのである。

キ. 以上のとおり、本件は、言語的障害から意思疎通が円滑に行われなかっただけにすぎないにもかかわらず、被告東京都が亡アルジュン氏が指示や規則に従わずに反抗したと過剰に反応して不当な評価を下し、不必要で過剰な有形力行使して亡アルジュン氏を死に至らしめたというのが実態である。

(5) 「(6) 「6」について」 (8頁) について

繰り返すが、原告訴状記載の主張は、全て被告東京都の松浦警部らの説明をそのまま記載したものである。したがって、「ロープ」という名称も被告東京都が使用した名称であり、これを「『ロープ』ではない」と述べたり、「否認ないし争う」とすることは、自身が一度した説明と矛盾することを主張していることになることを被告東京都は認識されたい。

被告東京都は、「原告が主張する『かなりの強度』なる強度については、具体性を欠き、どの程度の強度を指すのか判然としない」などとする。

原告が主張する「かなりの強度」とは、拘束部分を締め上げることで動脈・静脈の血管を遮断して血流を止め、これによって筋肉の壊死を起こし、筋挫滅症候群を発症させて人を死亡させることができるほどの強度である。

(6) 「(7) 「7」について」 (9頁) について

否認ないし争う。

繰り返すが、原告訴状記載の事実経過は全て被告東京都の松浦警部らの説明に基づいている。

松浦警部らによれば、護送時に外したのはベルト手錠のみで、解除時刻は午前9時18分である。

被告東京都の主張は、自身の説明と矛盾するものであり、信用できない。

(7) 「(6) 「8」について」 について

「ウ 第三段落について」 (10頁) について

被告東京都は、亡アルジュン氏が「標準手錠の片方を外された後も」暴れていたと主張する。

しかし、被告東京都の松浦警部らは、片方の手錠を外したところ、「暴れがすっと退いて」と発言している。

被告東京都は、亡アルジュン氏が非理性的・反抗的な人物であったという虚像を描きたいがために事実と異なる主張をしているのであろうが、それは自己

がした説明と矛盾するもので全く信用性に欠けるものであることを自覚されたい。

2 「第2 本件における事実主張」について

(1) 「1 亡アルジュンを逮捕した事実経過」(12頁)について

不知

(2) 「2 亡アルジュンを留置前に診察に連れて行った事実経過」(14頁)について

について

不知

(3) 「3 新規留置時における対応状況等」(16頁)について

丙4号証に署名押印があるとの限度で認め、その余は不知。

(4) 「4 就寝時までの状況等」(16頁)について

不知

(5) 「5 就寝時の状況等」(17頁)について

不知

(6) 「6 保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況等」(17頁)について

て

ア. 「(1)」について

「搬送要領を説明するため」等留置課員の内心の事情については不知。

「勝手に」出ようとした等の評価については否認ないし争う。

「亡アルジュンに指示した」との主張については、被告東京都が直前で「寝具の搬送要領を説明したが理解を得られず」としているように、亡アルジュン氏が解さない日本語で指示しても、亡アルジュン氏はこれを理解できなかったことを指摘しておく。

イ. 「(2)」(17頁)について

丙5号証動画2の映像について、事実レベルの主張は認めるが、被告東京都の各事実に対する評価については争う。

まず、「居室出入口で留置課員に寝具を手渡すことなく」という点について、そもそも亡アルジュン氏は被告東京都が自ら認めるとおり、留置課員の説明を理解していないのであるから、「手渡す」べきであったかのような主張は失当である。その上で、映像では、亡アルジュン氏は居室出入口で留置課員に寝具を手渡しており、事実の主張としても被告東京都の主張は誤りである。

次に、「勝手に居室外に出て留置課員に寝具を投げるように手渡し」という点について、被告東京都は亡アルジュン氏から説明について理解を得られていないのであるから、亡アルジュン氏が「勝手に」居室から出たと評価するのは失当である。また、「投げるように」という評価についても、映像からはそのように見えない。

また、「警告した」「制止した」との主張についても、亡アルジュン氏は留置課員の日本語を解していないのであるから、意味がない。亡アルジュン氏がこれらの指示通りに行動しなかったとしても、それは単に指示を理解していなかっただけであり、亡アルジュン氏が留置課員に対して反抗したことにはならない。

「『ウー』などと唸って従わなかった」という事実は丙5号証動画2からは確認できない。被告東京都は、亡アルジュン氏が非理性的・反抗的な人物であったとの虚像を作出するために「『ウー』などと唸って」などと亡アルジュン氏の人間性を否定し動物的描写を加えているが、事実に基づかない不当な主張であり、慎まれない。

ウ. 「(3)」(18頁)について

「亡アルジュンが居室出入口の扉をつかんで強く入室を拒んだ」という事実が存在しないことは、丙5動画2から明らかである。同映像からは、留置課員に首根っこを掴まれ、過剰な有形力によって前方に押し出された亡アルジュン氏が、扉にぶつかりそうになり、扉に向かって慌てて手を出

しただけであることが明らかである。

「負傷させるおそれがあると認められたことから」との主張は争う。映像からは、留置課員が亡アルジュン氏の背後から首に右腕を回して首を締め上げようとしたことから、亡アルジュン氏がたまたま崩れ落ちたことが確認できる。

エ. 「(4)」 (18頁) について

亡アルジュン氏は、被告東京都も認めるとおり、留置課員らの日本語を解せずにはいたのであるから、「警告した」などの主張は意味がない。

「意味不明な言葉を発して」との主張は亡アルジュン氏を非人間的な存在として描きたい被告東京都の愚かな試みであり、亡アルジュン氏を冒とくするものであるから、今後は厳に慎まれない。亡アルジュン氏は、ネパール語を母語とする男性であり、これを解せないことは留置課員及び被告東京都の問題であって、同氏の問題ではない。同氏の発言を「意味不明な言葉」などと評価することは、被告東京都が強い人種差別的意識を有していることを如実に示している。

「暴れ」たとの事実は存在しない。丙5動画2から亡アルジュン氏が「暴れ」てなどいないことは明らかである。

この時点において、留置課員は亡アルジュン氏の背後から頸部に腕を回して首を締め上げるような行為を試みたり、床に引き倒したり、不必要に過剰な有形力を行使し、その上、複数人で大声で怒声を浴びせて威嚇するなどしており、亡アルジュン氏が甚大な恐怖を抱いていたであろうことは容易に想像できる。亡アルジュン氏は、そのような恐怖の下、居室内で拷問されるかもしれないなどと思うに至り、なんとかその場を逃れたいと思って居室に入ることを拒もうとしたにすぎない。

したがって、亡アルジュン氏が居室に戻ることを拒むような仕草をしたり、被告東京都が「抵抗」と誤った評価をする行動を取らざるを得なかつ

たのは、被告東京都の不必要な過剰な有形力の行使と不必要な威嚇行為にその原因があるのであって、亡アルジュン氏の責めに帰するものではない。

オ. 「(5)」 (18頁) について

第1段落について、亡アルジュン氏が留置課員に体当たりしたとの事実は認められない。被告東京都は、かかる事実の証拠として丙5号証動画2(6:50:09)を引用するが、そこに記録されている事実は床に膝立ちで立ち上がれずにいる亡アルジュン氏が、居室の外の方向に向かってものがこうとしているだけであって、これを「体当たり」と評価することはできない。

第2段落について、否認ないし争う。

留置課員が亡アルジュン氏の襟首をつかんで居室内に押し戻そうとしたとの事実は確認できない。映像からは、留置課員が亡アルジュン氏の襟首を掴んで外に引きずり出そうとしているようにしか見えない。

亡アルジュン氏が両腕を振り上げて暴れている事実は全く確認できない。

亡アルジュン氏が、居室外側の鉄格子を掴んでいる映像は確認できるが、これを「しがみついた」と評価することはできない。

カ. 「(6)」 (18頁) について

争う。

被告東京都は、亡アルジュン氏が自身を傷つけたり、他者に危害を加えるおそれがあると判断したなどとするが、映像から明らかな一連の事実経過と留置課員らの威嚇行為と発言からすれば、そのような主張は全くの虚偽であることが明らかである。

被告東京都は、亡アルジュン氏が自分たちの思うようには行動しないことにいら立ち、不必要な過剰な有形力の行使と不必要な威嚇行為を行い、そ

れでも自分たちの思い通りに同氏を行動させられないことにいら立ち、「はんこー（反抗）」「はい、はんこー（反抗）」などと虚偽の容疑を作出して懲罰を加える目的で保護室に収容したことが明らかである。

キ. 「(7)」(19頁)について

否認ないし争う。

前述のとおり、亡アルジュン氏が「暴れた」という主張は被告東京都の虚偽の主張であり、そのような事実は一切認められない。

そして、本項においても保護室に連行される途中に亡アルジュン氏が暴れたとの事実は存在せず、かかる主張は全くの虚偽である。被告東京都は、「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどして暴れ続けていた」とするが、丙5の各映像から明らかなおおりに、そのような事実は一切認められない。被告東京都は、戒具使用の必要性を根拠づけるために亡アルジュン氏が「暴れ続けていた」と主張する必要があることから、そのような虚偽の主張をしているのであろうが、丙5の各映像を見ればそのような事实在存在しないことは明らかである。被告東京都がなぜそのようなすぐに虚偽とばれる稚拙な主張を繰り返すのか理解に苦しむが、今後はそのような不誠実な主張を行わないように厳に申し入れる。

被告東京都は、亡アルジュン氏が保護室内で自身を傷つけたり、留置課員に危害を加えるおそれがあると判断して、戒具を使用したなどとするが、前述のとおり事実は、被告東京都が亡アルジュン氏を自分たちの思い通りに行動させられないことにいら立ち、懲罰を加える目的で戒具を使用したにすぎず、そもそも使用の必要性は全く存在しなかった。

(7) 「7 戒具使用時の状況等」(19頁)について

ア. 「(1)」について

「亡アルジュンがなおも暴れて抵抗を続けたため」について、強く否認し

た上で、被告東京都の行為が非人道的な残虐行為であることを指摘する。

本項において、亡アルジュン氏は、被告東京都から突然背後から首を絞められ（丙5動画2・06：49：31）、床に引きずり倒されて、罵声を浴びせられながら、複数人で制圧の上、別室に連行され、その床に仰向けに押し倒された上で体を押さえつけられて縛られるなどしているのである。亡アルジュン氏は、被告東京都も自ら認めるとおり、被告東京都の説明や言動・指示を理解できずにおり、そのような全く意味が分からない状況下で、一方的に被告東京都の行為がエスカレートし、訳も分からず拷問室かもしれない別室に連れていかれ、その床に押し倒されて複数人から押さえつけられ体を縛ろうとされており、その恐怖は筆舌に尽くしがたかったであろうことが容易に想像でき、亡アルジュン氏がそこから逃れようとすることは当然の行動である。そのような状況下で、亡アルジュン氏は黙って床に寝ているべきであったとする被告東京都の主張は全く理解し難く、亡アルジュン氏が「なおも暴れて抵抗を続けた」としか評価できない被告東京都の人権意識のなさや残虐さには慄然とせざるを得ない。

イ. 「(2)」(19頁)について

否認ないし争う。

新宿署員らが、亡アルジュン氏の身体から手を離したのは、06：58：28であって、「6：52：01」ではない。

被告東京都は、「全ての戒具を完了した」時刻を「丙5号証動画5（6：52：01）」と主張するが、新宿署員らは06：58：28まで亡アルジュン氏を執拗に押さえつけており、「全ての戒具を完了した」のが6：52：01とは思われない。仮に、「全ての戒具を完了した」のが6：52：01だとすれば、06：58：28まで6分半の間、何をしていたのか明らかにされたい。

被告東京都は、全く抵抗できない無力の亡アルジュン氏を16名もの過

剰な人員で取り囲み、執拗に体を押さえつけて、手、腰、膝、足首を拘束しており、そのような過剰な制圧行為は、丙5動画5の06:51:38から06:58:28まで約7分もの間継続している。新宿署員らが無抵抗の亡アルジュン氏を16名もの過剰な人員で取り囲み、執拗に押さえつけて集団で縛り上げる様子は人権意識のかけらもない醜悪なものと言わざるを得ない。

ウ. 「(3)」(19頁)について

不知。

エ. 「(4)」(19頁)について

認める。

被告東京都は、「膝に装着された捕縄を自身の手でつかんで緩ませ、外そうとした」とするが、それは、被告東京都の亡アルジュン氏の締め上げ方が必要以上にきつすぎたためであって、亡アルジュン氏には何の落ち度もない。

06:58:28までの7分間にも及ぶ入念な縛り上げ作業の結果、06:58:28以降の映像で、床に転がされた亡アルジュン氏の膝部が特に入念に縛られ、必要以上にきつく縛られていることが確認できる。

映像では、亡アルジュン氏が、拘束に耐えかねて、這うように動き回ったり、身体を曲げたり伸ばしたりしながら、苦痛に顔を歪めている様子が確認できる。

オ. 「(5)」(20頁)について

否認する。

本項における留置課員の行為は、「告げ」たり「装着し直」すなどという正常な職務行為ではなく、亡アルジュン氏を怒鳴りつけて威嚇し、亡アルジュン氏の身体に左足を押し付けて体重をかけるなどし、さらには拘束部分を無理に引っ張り上げて不必要に苦痛を与えるなどする暴行行為で

あって必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、血液の循環を妨げるものである。

07:05:11頃、白髪で眼鏡をかけた留置課員（以下、「課員A」とする）が保護室に入室するが、課員Aの行った行為態様は「告げ」るなどというものではない。課員Aは、まず、07:05:05時点において、保護室の外から亡アルジュン氏を怒鳴りつけ、07:05:09で怒鳴りながら保護室に入室した。そして、07:05:11時点で、すさまじい怒鳴り声を浴びせて亡アルジュン氏につかみかかり、亡アルジュン氏を左足で踏みつけて、上にのしかかっている。07:05:25では、課員Aの暴行による痛みのあまり、亡アルジュン氏が歯をくいしばって痛みに耐えている様子が確認できる。課員Aは07:05:28で亡アルジュン氏を再び怒鳴りつけて威嚇し、07:05:30から07:05:35までは亡アルジュン氏の拘束部を掴んで同氏を引っ張り上げるようにして苦痛を加え、07:05:36においては、右腕を振り上げて亡アルジュン氏を殴りつけようとしている。

07:05:45以降、他の課員が入室すると、課員Aは怒鳴ることをやめて他の課員と共に戒具の装着を行うが、両者は体重をかけながら必死に亡アルジュン氏を縛り上げており、戒具の拘束が必要以上にきつすぎることは容易に確認できる。

課員Aは、07:06:27でいったん他の課員が退室すると、今度は左膝だけでなく、右膝も亡アルジュン氏の身体の上へのせ全体重をかけて亡アルジュン氏を押さえつけている。07:06:40では、亡アルジュン氏の両手はしっかりとベルト手錠で固定されていることが確認でき、課員Aが両膝で亡アルジュン氏に体重をかけて亡アルジュン氏を圧迫した行為は不必要な過剰な有形力の行使と言わざるを得ない。

その後、3名の課員が入室し、総勢4名で亡アルジュン氏に対する戒具

の過剰な締め付け行為を行い、4名は07:08:54に退室した。

カ. 「(6)」(20頁)について

否認する。

亡アルジュン氏が、「暴れ続け」という事実は存在しない。

被告東京都は、亡アルジュン氏が「暴れ続け」とする時点を丙5動画5のどの時点か特定されたい。

亡アルジュン氏は、必要以上に緊縛された戒具の痛みから呻き声をあげながら苦痛に耐えかねているだけである。

7:13:15に課員Aが入室するが、脚部の縛り具合を確認するなど縄の確認だけで、亡アルジュン氏の苦痛を確認し、必要以上の緊縛、血液の循環を妨げないようにするなどの注意を完全に怠っている。

キ. 「(7)」(20頁)について

否認する。

前述のとおり、亡アルジュン氏は、「暴れ続け」ていない。被告東京都は、時点を特定されたい。

したにすぎず、そもそも使用の必要性は全く存在しなかった。

(8) 「8 検察庁へ向けた護送時の状況等」(20頁)について

ア. 「(1)」について

「暴れ続け」について否認し、被告東京都の内心について不知、その余は認める。

イ. 「(2)」について

「暴れた」について否認する。

亡アルジュン氏は全く暴れていない。

08:57:30に留置課員3名が入室するが、亡アルジュン氏は全く暴れていない。

08:58:07で、亡アルジュン氏は右手で足の方を何度か指さして

何かを訴えており、暴れてなどいない。

09:00:43で、課員らがベルト手錠の腰のベルト部分を外しにかかるが、その直後亡アルジュン氏は苦痛のあまり叫び声を数回発しているが、暴れてはいない。

09:02:08でベルト手錠が完全に外れていることが確認できるが、ベルト手錠が完全に外れて腕が自由になった状態でも亡アルジュン氏が暴れているという事実は全く存在しない。

その後、二人の課員が手錠が外された亡アルジュン氏の両腕を押さえているが、この際にベルト手錠を外された亡アルジュン氏の両手が黒ずんで膨張しているような様子が確認できる。

09:02:14で、膝の捕縄をはずし始めるが亡アルジュン氏は暴れていない。

09:03:19で、別の課員が新たなベルト手錠と、金属手錠を持ってきて、09:03:41で金属手錠を装着し、09:04:01で膝の捕縄が完全にほどかかれているが、この間も亡アルジュン氏は全く暴れていない。

「落ち着くよう、身振り手振りや英語を交えて伝え」について不知。丙5号証動画5を含む各動画は、当時録音された音声を隠すために上から流水音がかぶせられており、留置課員が何を言っているのか不明である。

ウ. 「(3)」について

否認する。

被告東京都の主張する09:06:45時点で「保護室での収用を解除」は確認できない。

課員は09:06:45時点では護送用ベルトを装着しようとしている。

09:09:00において、足首の戒具がはずされていないのがわかる。足首の周りの縄目の周囲が、赤く腫れているように見える。

09:09:07で捕縄が腰ベルトに固定され、09:10:24で抱きかかえられて連れ出されている。

09:10:24で抱きかかえられた際に右手首の金属手錠の装着あたりが確認でき、手全体が腫れて大きくなっているように見える。

エ. 「(4)」について

亡アルジュン氏の車内での状態については、不知。

しかし、「自身の洋服をつかんで破こうとした」や「つばを吐いた」については、吐き気や息苦しきなど、亡アルジュン氏が体調の悪化を示していたことを物語っている。

(9) 「9 検察庁に到着した後の状況等」 (21頁) について

ア. 「(1)」について

不知。

イ. 「(2)」について

不知。

(10) 「10 検取事務官による取調べ時の状況等」 (22頁) について

ア. 「(1)」について

不知。

イ. 「(2)」について

不知。

ウ. 「(3)」について

不知。

エ. 「(4)」について

不知。

オ. 「(5)」 (23頁) について

不知。

カ. 「(6)」について

不知。

キ. 「(7)」について

不知。

ク. 「(8)」について

不知。

ケ. 「(9)」について

不知。

大声を發し、事務机を蹴るなどして自身の不調を必死に訴えていた亡アルジュン氏が、急に目を閉じて呼びかけにも応じず、突如体が傾き目が半開きでいびきをかき始め、これが午前11時頃いびきが止まって目が半開きになり、目の焦点があっておらず、脈をとったところ脈が確認できなかったというのであるから、亡アルジュン氏はこの時点において死亡したことが高度に推認される。

コ. 「(10)」について

不知。

サ. 「(11)」について

不知。

シ. 「(12)」について

不知。

ス. 「(13)」について

不知。

(11) 「11 亡アルジュンの死亡確認」(24頁)について

「確認」という限りで認める。

(12) 「12 亡アルジュンの死亡後の捜査等」(24頁)について

認める。

第2 責任論

被告東京都は、原告の主張に対し、アルジュンの死亡と警察官の職務行為との間に因果関係を認めることはできず、留置課員の一連の対応に国賠法上違法とされる点もないと反論して、アルジュンの死亡についての法的責任を否定している。しかし、以下詳述するとおり、被告東京都の反論は、原告の主張を正解しないものであり、かつ、前提において事実誤認もあるため、理由がない。

1 アルジュン死亡と職務行為との因果関係

- (1) 被告東京都は、原告の提出した鑑定書（甲1）における「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じると考えられる。」との記載を曲解し、かつ、アルジュンの死亡時刻を午後2時46分であると事実誤認して、解除時間からアルジュン死亡時刻まで約5時間半あるいは3時間半以上もの時間が経過しているとの前提に立ち、留置課員がアルジュンに装着されていた戒具を解除したことが同人の死亡の原因となるものではないと主張する（被告東京都準備書面（1）25頁・「2」）。
- (2) しかし、挫滅症候群の重症度は、傷害される筋肉量及び緊縛される時間、緊縛の強さに比例する（甲7 鑑定書追補・5頁）。

ア すなわち、第一に、挫滅症候群の重症度は、傷害される筋肉量に比例する。筋肉の傷害により血液中に流れ出してくるカリウムやミオグロビンの量は傷害される筋肉量（体積）に比例する。足一本程度の体積の筋肉が緊縛で傷害されれば、そこから放出されるカリウムやミオグロビンは大量であるが、逆に指一本程度の体積の筋肉であれば、カリウムやミオグロビンの発生は少量である。そして、前者のように広範囲の緊縛からの解除であれば、これにより放出されるカリウムやミオグロビンにより人は死亡する可能性が高いが、後者では放出されるカリウムやミオグロビンは少量であるので死亡する可能性はほぼ無い。

なお、緊縛は一カ所に限られるものではない。複数箇所の緊縛では、身体の緊縛された部位が複数に及べば、各々の緊縛部位以下の筋肉の壊死が起こるため、緊縛において傷害されるすべての筋肉の体積を合わせて考慮する必要がある。

イ 第二に、挫滅症候群の重症度は、緊縛される時間に比例する。

緊縛により血管が閉塞され、身体組織への血液の供給が阻害されて筋肉は傷害されるため、傷害の度合いは緊縛される時間に比例することになる。

ウ 第三に、挫滅症候群の重症度は、緊縛の強さに比例する。

緊縛において締め付けが弱ければ、多少の血液循環は保持されるので、傷害の度合いは弱いと言えるが、もし強く緊縛すれば、完全に血液循環が絶たれることになり、筋肉への酸素や栄養の供給が絶たれるので、強い傷害が発生する。

(3) また、そもそも緊縛を解除し、血行が再開しても、血液中のカリウムやミオグロビン濃度は徐々に上昇するため、解除後、短時間のうちに急激にカリウムやミオグロビンの血中濃度が高くなるわけではない(甲7 鑑定書追補・5～6頁)。

身体、特に四肢(手足)が緊縛され、それらの筋肉が圧迫されると、同時に血管も圧迫されることから、緊縛部位以下の身体には血液が流れなくなる(血行停止)。筋肉は血液から酸素や栄養を供給されているので、血行が停止することで、その部位の筋肉は壊死する。

壊死の結果、筋肉が壊れることによりカリウムやミオグロビンが筋肉細胞から血液中に出てくるが、緊縛中は、血行が停止しているので、それらの物質は、その場に留まる。そして、ひとたび緊縛が解除されると血液が壊死した部位に入り込むことになる。これを血行が再開するという。そうすると、筋肉から出て、その場に留まっていたカリウムやミオグロビンは血液の流れに乗って、全身に運ばれる。一度にすべてのカリウムやミオグロビンが運ばれるのではなく、毛細血管等を通じて氷が溶けるようにゆっくりと運び出される。このため、血行が再

開すると、血液中のカリウムやミオグロビン濃度は徐々に上昇する。その結果、致死量に達するには、一定の時間がかかる。徐々に上昇した結果、血中濃度が致死量に及べば、人は死に至る。

- (4) 以上のとおり、緊縛解除後、短時間のうちに急激にカリウムやミオグロビンの血中濃度が高くなるわけではなく、徐々に濃度が上昇するのであって、致死量のカリウム量に達するのは、緊縛解除された筋肉の体積と、緊縛の強さ、緊縛される時間に依存することから、先に経験則的一般論でのべた30分以上の時間を必要とする可能性はある。また、死に至るほどのカリウムを含む筋肉が緊縛を解除された場合は、腎透析などを行わなければ、経験則上、概ね30分以内に死亡するとされているが、ミオグロビンによる腎臓傷害との兼ね合いもあり、また個体差も顕著であるから、断定できるものではない。

上記の「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じると考えられる。」との鑑定書(甲1)の記載は、「ケースバイケースであるが」と明記されているとおり、あくまで経験則的一般論に過ぎず、具体的事情によりカリウムが致死量に達するのに30分以上の時間を要する場合も十分ありうる。

- (5) 本件における緊縛部位は、警察の説明及び丙5号証で提供されたビデオ映像から、両手首、両肘、両膝、両足首、腹部の多数箇所にあつている。緊縛部位及び末梢の筋肉の体積は相当大きく、これだけの筋肉が壊死をおこせば、大量のカリウム、ミオグロビンが発生し、死をもたらす可能性は高い。これらの緊縛部位を、場当たりに、時間を置いて、部分的な解除を行ったため、ゆっくり血液中のカリウムやミオグロビンなどの有害物質は上昇を続け、その結果、カリウムが致死量に及んだ時点で、死に至ったものと考えられる(甲7 鑑定書追補・6頁)。
- (6) さらにアルジュンの死亡時刻であるが、被告東京都が主張する午後2時46分は、搬送先の日大病院で行われた蘇生処置の終了時刻に過ぎず、医学的に死亡

とされる心臓停止の時刻ではない。アルジュンの死亡時刻は、最後に心臓停止が生じた午前11時34分である。

そうすると、アルジュンの全ての戒具が解除されたとされる午前11時頃から計算しても概ね30分程度でアルジュンは死亡していることから、「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じると考えられる。」との記載(甲1)とも合致することになる。もっとも、カリウムが致死量に至る時間は諸事情により増減がありうることは上述のとおりである。

- (7) 原告が、アルジュン死亡と職務行為との因果関係を示す最も重要な事実として主張しているのは、緊縛解除時刻と死亡時刻との近接ではなく、アルジュン死亡直後の2017年3月15日午前11時56分に日大病院で採血された血液検査結果において、血中カリウムが8.2と異常高値であったことである。カリウムはそのほとんどが筋肉細胞など細胞内にのみ存在しているもので、通常、その血中濃度は低く、カリウムの血中濃度が高いということは、他の筋肉酵素の値と合わせて考えると、筋肉が外傷や腐敗壊死などにより壊れ、そこから血中に出てきたものと考えざるを得ない。そして本件において、提出された証拠からは、アルジュンの筋肉には大きな外傷は見られず、カリウムの上記異常高値を生じさせる原因行為としては、アルジュンに対する戒具による緊縛しか考えられないのである。

被告東京都は、アルジュン死亡と職務行為との因果関係を否定するのであれば、論点をすり替えるのではなく、どのような行為により上記異常なカリウムの血中濃度値となったというのか合理的な主張を展開されたい。

2 国賠法上の違法性

- (1) 被告東京都は、留置職員のアリジュンに対する戒具の使用は、刑事収容施設法213条1項2号の「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」

の要件を満たしているから、いずれの段階においても、戒具の使用及びその使用継続について不合理なところはないと反論する(被告東京都準備書面(1) 28頁・「3」「(2)」)。

(2) 戒具の装着開始まで

被告東京都は、アルジュンが「留置課員の指示や制止に従わずに意味不明な言葉を発したり、留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして暴れたばかりか、保護室連行に際しても、連行しようとする留置課員に対してその手を振り解こうとして暴れ続けていた」と主張するが(被告東京都準備書面(1) 28頁・「3」「(2)」「イ」)、丙5号証においても、保護室連行前の時点においてアルジュンが留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして「暴れた」という事実は確認できない。また、保護室連行に際して、アルジュンが「暴れ続けていた」という事実も確認できない。被告東京都においては、概括的事実関係や評価だけではなく、アルジュンの行為に関する具体的事実関係を主張されたい(丙5号証における録画時間の指摘を含む)。

(3) 戒具の装着開始後から保護室を出るまで

ア 被告東京都は、アルジュンが「保護室内で頭を持ち上げ、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどして動き続けた」と主張する(被告東京都準備書面(1) 28頁・「3」「(2)」)。確かに丙5号証ではアルジュンが保護室内で頭を持ち上げ、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどの行為を行っていることは認められるが、いずれも戒具を付けた状態での行為であるところ、アルジュンが自己に危害を加えようとするれば壁やトイレの方に移動するはずであるが、アルジュンの動きには法則が見られず、無秩序に動き回っているに過ぎない。また、保護室内にはアルジュン以外誰もいないのであるから、いくら動き回ったところで他人に危害を加えることなど出来ない。このように映像を素直に見れば、アルジュンに自己又は他人に危害を加えようとする意思を認めることはできない。上記行為はアルジュンが自己または他人

に危害を加えるために行っているものではなく、戒具による痛みから何とか逃れようと必死に助けを求めていると解するのが自然であろう。被告東京都は、「保護室内で頭を持ち上げ、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどして動き続けた」行為のうち、いずれの具体的行為をもって、アルジュンに自己または他人に危害を加える意思があると主張しているのか、アルジュンの行為に関する具体的事実関係を主張されたい（丙5号証における録画時間の指摘を含む）。

イ 被告東京都は、アルジュンが「膝に装着された捕縄を手でつかんで緩ませたり、保護室の壁等に頭を擦り付けたり打ちつけるなどしていた」とも主張するが、丙5号証においてもこれらの行為は確認できない。被告東京都においては、概括的事実関係や評価だけではなく、アルジュンの行為に関する具体的事実関係を主張されたい（丙5号証における録画時間の指摘を含む）。

（4）保護室を出た後、アルジュンが取調べ室で倒れるまで

被告東京都は、アルジュンが「検察庁に向かう車両内及び検察庁の単独同行室においても、標準手錠から手を引き抜こうとして同手錠を引っ張って腕や手首を捻って動かし、自身の洋服をつかんで破こうとした」、「車両内につばを吐いて座席を蹴り、両足で留置課員を蹴り上げようとするなどして暴れ」た、「検取事務官による取調べ中においてもなお、奇声ともいえる大声を発して標準手錠を引っ張ったり、机を蹴り上げるなどして暴れ続けていた」などと主張しているが、一切証拠を提出していない。少なくとも単独同行室や車両内、取調べ室に移動する際の廊下には監視カメラのビデオ録画が存在するはずであるから、映像記録を証拠として提出されたい。

第3 求釈明への回答

1 相互保証制度について

ネパールには日本のように国家賠償請求に関する特別法は存在せず、1853

年に制定された法典「ムルキ・アイン (Muluki Ain)」第2部第1章の民事訴訟法に関わる諸規定においても国家賠償請求についての特別の規定は存在せず、国家無答責を定める規定も存在しないことから、日本人は通常の民事訴訟手続においてネパール政府に対する損害賠償請求をなし得る制度となっている。

2 相続関係について

1853年に制定された法典「ムルキ・アイン (Muluki Ain)」第13章14条により、妻は、夫の死亡に際して、夫の葬儀の後に残った、夫ならびに同居または別居の夫の父の収入ならびに債務を含むすべての財産に対して、妻たちと子と平等の持ち分を有するため、原告はアルジュンの被告らに対する損害賠償請求権を相続により取得している。

第4 求釈明

- (1) 丙5動画5の09:05:13から、課員Aがビデオカメラで撮影を始めているので、その動画の提出を求める。
- (2) 亡アルジュン氏の司法解剖の鑑定書の提出を求める。

第5 平成31年1月25日付被告国準備書面(1)に対する認否・反論

1 「第1」の「2 『第2 死亡に至る経緯』について」(2頁)について

- (1) 「(2) 「7」について」(3頁)について

前述のとおり、2017年5月2日の被告東京都の説明では、護送前に外されたのはベルト手錠のみで、その他の戒具については使用は継続されていた。

被告国は、検察庁内等での亡アルジュン氏を撮影したビデオ映像を提出されたい。

- (2) 「(3) 「8」について」(3頁)について

「ウ 第4段落について」について

被告国の「亡アルジュンが死亡した時刻は、午後2時46分である」という

主張は全くの誤りである。

午後2時46分にしろ、47分にしろ、かかる時刻は死亡「確認」時刻であって、死亡した時刻ではない。

2 「第2 事案の概要」(4頁)について

「搬送先の病院において死亡した」について、否認する。

被告東京都準備書面(1)23頁「(9)」からも明らかなおり、亡アルジュン氏は3月15日午前11時又は遅くとも午前11時34分までには死亡していた。

3 「第3 亡アルジュンが検察官室に入室してから病院に搬送されるまでの経緯」(5頁)について

(1) 「1」について

「両膝に戒具は装着されていなかった」という点は、2017年5月2日の被告東京都の当初の説明と異なる。

被告国はビデオ映像を提出されたい。

(2) 「2」について

「奇声」という評価については争い、その余は不知。

亡アルジュン氏は必要以上の緊縛によって血液の循環を妨げられたことによる苦痛から悶え苦しんでこらえきれずにうめき声を上げていたというのが正しい。実際、この直後に亡アルジュン氏は死亡している。

(3) 「3」について

不知。

(4) 「4」について

「奇声」という評価について争い、その余は不知。

(5) 「5」について

不知。

(6) 「6」について

不知。

(7) 「7」について

不知。

(8) 「8」について

不知。

(9) 「9」について

不知。

(10) 「10」について

不知。

4 国賠法の違法性について

被告国は、アルジュンが東京地検に到着する前、既にベルト手錠を解除されていたことから、ベルト手錠の解除行為に係る注意義務をいう原告主張は前提事実を欠くと主張する。

しかし、被告国は原告の主張を誤解している。

被告国も認めるとおり、検察庁において被疑者に装着されている手錠を解除する際は、検察官が、逃亡や事故防止に配慮した上で、手錠を解除するよう警察官に告げ、警察官において手錠が解除される。

つまり、検察官には、手錠の解除指示を警察官に対して行うにあたって、事故防止、すなわち被疑者に対する検察庁までの戒具の使用状況や健康状態について、身柄押送を担当した警察官から聞き取るなどして事情を把握するべき調査義務ないし注意義務が存在する。

本件では、被疑者たるアルジュンは新宿警察署において長時間、ベルト手錠を含む戒具を全身に長時間装着され、かつ、前日に病院で診断を受けるなど体調も悪かった。その後、ベルト手錠等を解除して標準手錠等に取り換えられているものの、標準手錠によっても緊縛が生じている危険性は十分にあるし、ベルト手錠等の解除時刻からすれば、解除した後にカリウムの血中濃度は徐々に

高くなることから、取調べ中にカリウムの血中濃度が致死量に到達する危険性も十分想定しうる。

検取事務官は、アルジュンの戒具の使用状況や健康状態を押送した警察官から聞き取りを行い、上記事情を把握すべき調査義務ないし注意義務を負っていた。

上記事情を前提とすれば、筋挫滅症候群が生じる危険性に十分留意して、ベルト手錠等の解除後に装着された標準手錠を解除するにあたって、標準手錠解除により更に血中にカリウムが放出されカリウムの血中濃度が致死量に到達する危険性が十分ありうる、かつ、ベルト手錠等の解除時に放出されたカリウムが取調べ中に致死量に達する危険も十分考え得るのであるから、専門医に相談の上、必要に応じて中枢側の止血や透析など適切な処置を行うべきであった。それにもかかわらず、上記の調査義務ないし注意義務を果たすことなく、適切な処置も施さないまま、検取事務官が漫然と標準手錠の解除を警察官に指示したために、アルジュンは死亡したのであるから、東京地検における検取事務官の対応につき国賠法上の違法が認められる。

以 上